

JA伊達市

子育て応援定期積金

<期間>平成29年3月1日(水)
~平成30年2月28日(水)

ご利用になれる方

15歳以下のお子様をお持ちの親権者の方(個人※①)

(申込時に「健康保険証」・「母子手帳」・「住民票」等をご提示頂き必要事項の確認をさせていただきます)

お預け入れ単位

毎月の掛込額5,000円以上で1,000円単位の定額型

お預け入れ期間

1年以上5年以下 **プラス**

店頭表示金利年**0.25%**上乘せ

お取扱要領

●※① **正・准組合員**に加入して頂いている方にご利用いただけます。

未加入の方でも簡単な手続きで准組合員にご加入頂きますので是非ご利用ください。(出資1口あたり500円)

- 中途解約時、また満期日以降のお利息は解約日における普通貯金利率により計算致します。
- 給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- 既存の定期積金からの作り替えはできません。
- 詳しくは渉外担当者・窓口にお尋ねください。

JA伊達市 子育て応援定期積金 概要

1. 取扱期間 平成29年3月1日(水)～平成30年2月28日(水)

2. キャンペーン内容

15歳以下のお子様をお持ちの親権者の方に対して金利を優遇した定期積金商品の取り扱いを開始します。

○商品名

・子育て応援定期積金

○ご契約いただける方

・契約時年齢15歳以下のお子様をお持ちの親権者の方

○ご契約期間

・1年以上5年以内の期間で、掛け金を定期的に分割で受け入れます。
※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。

○ご契約額

・毎月掛込額5,000円以上(1,000円単位)

○払戻し方法

・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以降に一括して契約の給付金が受け取れます。

○適用利回り

・契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の店頭表示金利に0.25%を上乗せし、満期時まで適用します。

○計算方法

・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

○延滞利息

・約定満期日以後繰り延べられた満期日に解約する場合は、証書に記載の年利回り(年365日の日割り計算)による延滞利息をいただきます。

○税金

・20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税となります。
※平成49年12月31日までの適用となります。

○金利情報の入手方法

・金利(年利回り)は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。

○付加できる特約条項

・ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。

○その他

・お申込時に健康保険証等により年齢等必要事項の確認をさせていただきます。
・当JAで初めてお取引をされる方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。(例:運転免許証、パスポート、健康保険証等)
・組合員に加入して頂いている方にご利用いただけます。
※未加入の方でも窓口にてご加入頂けます。
・自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。(なお、別途依頼書の提示により払込を可能とします。)